

令和6年度長野支部事業計画（案）及び 保険者機能強化予算（案）について

令和6年度事業計画の位置づけ

- 令和6年度からスタートする第6期保険者機能強化アクションプランでは、3年間で達成すべき主な取組に加え、達成状況を評価するためのKPIを定めている。
- 本事業計画は、第6期保険者機能強化アクションプランの目標を達成できるよう、令和6年度に実施すべき取組と進捗状況を評価するためのKPIを定めるものである。

(1) 基盤的保険者機能の盤石化

【主な重点施策】

● 健全な財政運営

- ・ 中長期的な視点での健全な財政運営
- ・ 国や都道府県等の会議等における積極的な意見発信

※ 【 】は予算額
()は前年度予算額

● 業務処理体制の強化と意識改革の徹底【0.7億円（0.9億円）】

- ・ 柔軟で最適な体制による事務処理の徹底による業務処理の品質追求と生産性の向上
- ・ 業務の標準化・効率化・簡素化の徹底による職員の多能化と意識改革促進

● サービス水準の向上、現金給付等の適正化の推進【85.2億円（95.3億円）】

- ・ すべての申請の迅速な業務処理の徹底
- ・ 受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化の推進
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整の適正な実施

● 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化【4.1億円（3.5億円）】

- ・ 「債権管理・回収計画」に基づいた早期回収に向けた取組の着実かつ確実な実施
- ・ 健康保険証未返納者に対する早期の返納催告の確実な実施
- ・ 無資格受診発生抑止のための事業所等に対する保険証返納や早期かつ適正な届出実施の周知広報

● ICT化の推進【229.9億円（新規）】

- ・ オンライン資格確認等システムの周知徹底
- ・ マイナンバーカードと健康保険証一体化への対応
- ・ 電子申請等導入に向けたシステム開発

(2) 戦略的保険者機能の一層の発揮

【主な重点施策】

●データ分析に基づく事業実施【3.0億円（2.6億円）】

- ・ 医療費適正化等の施策の検討を進めるための外部有識者を活用した調査研究の実施
- ・ 調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信（調査研究フォーラムの開催等）
- ・ 分析担当者向けの説明会開催および支部間で研鑽を積むことのできる環境整備等による人材育成
- ・ 本部主導型パイロット事業の実施を通じて得られた効果的手法の全国展開
- ・ 「保険者努力重点支援プロジェクト」に基づく外部有識者からの助言を踏まえた保険料率上昇の抑制が期待できる事業の実施等

●特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上【1,664.4億円（1,695.8億円）】

- ・ 健診・保健指導カルテ等を活用（重点的かつ優先的な事業所の選定など）した効果的・効率的な受診勧奨
- ・ 付加健診の対象年齢の拡大※及び「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨【新規】
※ 従来の「40歳、50歳」から「40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳」へ拡大
- ・ 被扶養者の集団健診実施時におけるオプション健診の拡充【新規】
- ・ 40歳未満を含む事業者健診データの取得に係る事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキーム（国の通知に基づく契約書のひな形等の利用）の浸透に向けた取組の実施

●特定保健指導の実施率及び質の向上【150.1億円（189.6億円）】

- ・ 健診・保健指導カルテ等を活用した効果的・効果的な利用勧奨
- ・ 外部委託の更なる推進及び健診当日や健診結果提供時における効果的な利用案内（未治療者への受診勧奨含む）に関するパイロット事業等の成果に基づく全国展開の可否の検討
- ・ 特定保健指導の質の向上のためのアウトカム指標を踏まえた運用やスキル習得に向けた研修の実施【新規】
- ・ 特定保健指導の成果の見える化と特定保健指導を推進するためのICT活用の環境整備

●重症化予防対策の推進【8.9億円（6.2億円）】

- ・ 特定健診を受診した被扶養者や事業者健診データを取得した者等に対する新たな受診勧奨の実施
- ・ かかりつけ医等と連携した取組の効果的な実施
- ・ 外部有識者の研究成果を踏まえた糖尿病性腎症に対する受診勧奨の拡充【新規】

● **コラボヘルスの推進【5.6億円（5.5億円）】**

- ・ 健康宣言のプロセス及びコンテンツの標準化を基本としたコラボヘルスの推進
- ・ 商工会議所等との協定締結の推進による健康づくりの取組の充実
- ・ 健康課題に着目した実効性のある新たなポピュレーションアプローチ等の検討・実施
- ・ 産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス対策の推進

● **医療資源の適正使用【6.4億円（16.2億円）】**

- ・ データ分析に基づき地域の実情に応じたジェネリック医薬品の一層の使用促進
- ・ パイロット事業等を通じたバイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進【新規】
- ・ かかりつけ医を持つことの意義等、上手な医療のかかり方の加入者への周知・啓発

● **地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信**

- ・ 医療計画及び医療費適正化計画に係る他の保険者等とも連携した積極的な意見発信
- ・ 地域医療構想調整会議や医療審議会等におけるデータ等を活用したエビデンスに基づく効果的な意見発信
- ・ 医療保険部会や中央社会保険医療協議会等における医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信

● **広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進【11.5億円（7.8億円）】**

- ・ 「広報基本方針」に基づく「広報計画」の策定・実施【新規】
- ・ 全支部共通の広報資材等を活用した全国一律の広報の実施
- ・ 地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信
- ・ 利用者目線による協会ホームページの改善及びSNSによる情報発信【新規】
- ・ 健康保険委員の活動の活性化に向けた研修会や広報誌等を通じた情報提供

(3) 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

【主な重点施策】

- **人事制度の適正な運用、新たな業務のあり方を踏まえた適正な人員配置【0.3億円（1億円）】**
 - ・ 実績や能力に基づく人事評価結果の適正な処遇反映、実績や能力本位かつ適材適所の人事の推進
 - ・ 新たな適正人員配置数への移行に向けた段階的な人員配置の実施
- **更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成【1億円（0.9億円）】**
 - ・ 役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等の習得に向けた業務別研修の実施
 - ・ 研修の体系や内容等の見直しによる更なる保険者機能の発揮に必要な能力を兼ね揃えた人材の育成
 - ・ 各支部の課題に応じた研修やオンライン研修・eラーニングによる多様な研修機会の確保
- **働き方改革の推進【3百万円（新規）】**
 - ・ 仕事と生活の両立支援をはじめとした働き方改革の推進
 - ・ 病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の推進
- **内部統制の強化【0.3億円（0.2億円）】**
 - ・ リスク発生時の損失の最小化を図るための業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組の拡充
 - ・ 規程、細則、マニュアル等の点検と体系的な整備
- **システム整備【595.1億円（316.9億円）】**
 - ・ 日々の運行監視やシステムメンテナンス業務の確実な実施を通じた協会システムの安定運用の実現
 - ・ 法律改正、制度改正及び外部機関からの要請等に対する適切なシステム対応の実施
 - ・ 業務効率化を目指したシステムの更なる機能向上
 - ・ 電子申請及びマイナンバーカードと健康保険証の一体化など中長期を見据えたシステム対応の実現

(2-1) 令和6年度長野支部事業計画

分野

具体的施策等

1. 基盤的保険者機能の盤石化

○ 健全な財政運営

- ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。
- ・ 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。
- ・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、県の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。

【重要度：高】

協会けんぽは約4,000万人の加入者、約260万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。

【困難度：高】

協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

○ 業務改革の実践と業務品質の向上

① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底

- ・ 業務量の多寡や優先度に対応するため、職員のスキルアップ、効率的配置を更に進めること等により事務処理体制を強化し、生産性の向上を図る。
- ・ 業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、職員の多能化、意識改革を進める。

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするために重要な取組である。

また、業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

② サービス水準の向上

- ・ 各種申請の迅速な処理を徹底する。特に現金給付の申請については、受付から支払いまでをサービススタンダードとしての標準期間である10日間以内に加入者に給付する。

(2-2) 令和6年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能の盤石化	<ul style="list-style-type: none">・ 加入者および事業主の利便性向上のため、各種説明会・広報を活用し、郵送による申請を促進する。・ 加入者・事業主からの相談・照会に的確かつ迅速に対応できるよう受電体制等の強化を図る。・ 「お客様満足度調査」や、電話やホームページに寄せられる「お客様の声」を生かし、加入者サービスの水準の更なる向上につなげる。 <p>【困難度：高】 現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し、100%達成に努めているが、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加しているなか、サービススタンダードを遵守していくためには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時実施する必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金のように、申請件数が突発的に増加することもあり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none">■ KPI： 1) サービススタンダードの達成状況を100%とする 2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする <p>③ 現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に実施する。・ 現金給付の支給決定データ等の分析により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化プロジェクトチーム（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。・ 海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。・ 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診（いわゆる「部位ころがし」）の適正化を図るため、加入者への文書照会などを強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。・ 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。 <p>④ レセプト点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none">・ レセプト内容点検効果向上行動計画を策定し、点検の質を向上させるとともに効率的な点検を実施する。・ 点検員毎のそれぞれの結果の振り返り及び分析を行い各点検員に応じた点検方法等を指示し、PDCAを回すことにより、スキル向上を図る。

(2-3) 令和6年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能の盤石化	<ul style="list-style-type: none">・他支部査定事例の自動点検マスタや汎用任意抽出テンプレート等への反映状況の管理とその効果測定を実施する。・社会保険診療報酬支払基金との定例打合せで事例を共有することにより効率かつ効果的な点検の実施を図る。・社会保険診療報酬支払基金の審査支払システムにより、レセプトの振り分けが行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査するなど、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。・資格点検、外傷点検を確実に実施し必要に応じて医療機関、加入者に対して照会を行い、医療費の適正化を図る。 <p>【困難度：高】 一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）を行っている協会では、システムの精度や点検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に高い水準に達している。このような中で、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none">■ KPI：1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする （※） 査定率 = 協会のレセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会の医療費総額2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする
	<p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 （債権管理回収業務の推進）</p> <ul style="list-style-type: none">・支部で定めた債権回収スケジュールに沿った催告等を確実に実施するとともに管理者による進捗管理を徹底する。特に10万円（過年度50万円）を超える債権については、支部債権会議で情報共有し、対応方法を組織検討する。・10万円を超えるなど資格喪失後受診にかかる高額な返納金については、電話により直接債務者に保険者間調整について説明し同制度を利用することにより確実に回収を図る。・回収率向上のため、弁護士による文書催告を実施する。・なお残る未納者に対しては、内容証明による文書催告及び法的手続きによる回収を実施する。 <p>（健康保険証回収強化）</p> <ul style="list-style-type: none">・あらゆる機会を利用して健康保険証回収の周知を行うことにより、健康保険証回収率の向上を図る。・資格喪失届への健康保険証未添付者に対し、原則、日本年金機構の喪失処理後10営業日に第一次催告を行い、その後一次催告の実施日を基に毎月、上旬、中旬、下旬の3グループに分類し二次催告を実施する。・日本年金機構から回送される健康保険証回収不能届により、不能届受付から7営業日以内に電話催告を実施する。・資格喪失届への健康保険証未添付が多い事業所に対し、文書または電話、訪問により健康保険証回収の啓発を行う。・健康保険証の早期返納について広報誌等を活用した周知を行う。・健康保険証の早期回収に向け、効果的な施策を検討実施する。

(2-4) 令和6年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能の盤石化	<p>【困難度：高】 返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1の拡充により、保険者間調整※2による債権回収の減少が見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。 また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、健康保険証は別途郵送等により返納されることになるため、（健康保険証を添付できる）紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。 ※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。</p> <p>■ KPI：1）返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする 2）日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を前年度以上とする。 ※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする</p> <p>○ ICT化の推進</p> <p>① オンライン資格確認等システムの周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none">・医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。 <p>特に、2023年1月より運用が開始された電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。</p> <ul style="list-style-type: none">・マイナンバーを正確に収録するため、システムによる確認の改善及び加入者に対するマイナンバーの照会を適切に行う。 <p>② マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応</p> <ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。 <p>【重要度：高】 オンライン資格確認等システムは、国の進める医療DXの基盤となる取組であり、その一環としてのマイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・事業主の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を、細部の設計を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。</p>

(2-5) 令和6年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	<p>○ データ分析に基づく事業実施</p> <p>本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none">・ 協会が保有するレセプトデータ、健診データ等を活用して、保険者協議会、長野県、県内市町村と連携した医療費等の分析や共同事業の実施を検討する。・ 地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」（関係団体と支部幹部の関係構築の維持・強化を図ること）も活用した事業を実施する。・ 本部研修参加、支部内勉強会等を通じて、分析担当者の育成、スキルアップを図る。 <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められることから困難度が高い。</p> <p>○ 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <p>第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none">・ 「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、支部の第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 <p>② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上（被保険者）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 毎月、新規適用事業所への文書案内を実施する。加えて、送付したうち対象者10人以上の事業所へは電話勧奨も行い、生活習慣病予防健診受診を勧める。・ 外部委託により、①事業者健診データ取得勧奨②令和5年度紙データを取得した事業所に対する取得勧奨③紙データからのデータ作成④新規適用事業所に対する生活習慣病予防健診利用電話勧奨の各業務を実施する。・ 労働局、運輸支局と連携し、連名文書送付と電話フォローによる健診受診および事業者健診データ提供勧奨事業を継続実施する。・ 事業者健診データ提供件数の多い健診機関に対し、より魅力的なインセンティブを検討・設定し、提供件数向上を図る。・ 事業所検索（抽出）等機能、健診・保健指導カルテ等を活用し、実施率全体への影響が大きいと思われる事業所や業態を選定し、重点的かつ優先的に受診勧奨を実施する。・ 令和5年度からの自己負担額の軽減、また令和6年度からの付加健診対象年齢拡大をアピールした未受診事業所への受診勧奨の実施と、対象年齢で経年未受診者への受診勧奨を実施する。・ 上記各施策推進のため、幹部職員の事業所訪問を実施する。

(2-6) 令和6年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	<p>(被扶養者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度途中に被扶養者認定をされた対象者に対して随時受診券を送付し、健診受診を勧める。 ・ 市町村（国民健康保険）と実施する集団健診の日程に合わせ、対象地区の被扶養者に受診勧奨を行う。健診機関に対し、予約枠を超えて申込みがある市町村を確認し、当該市町村に対して、受入れ枠増加の依頼を行う。 ・ 協会単独の集団健診を実施する。実施にあたり、令和5年度実施内容について効果検証を行い、より魅力的な実施内容とする。 ・ 令和5年度の健診未受診者への受診勧奨方法の効果検証を行い、より効果的な受診勧奨を実施する。 ・ 県、市町村と連携して特定健診とがん検診の同時実施市町村を拡大する。 <p>【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：266,591人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防健診 実施率63.3%（実施見込者数：168,753人） ・ 事業者健診データ 取得率15.6%（取得見込者数：41,589人） ■ 被扶養者（実施対象者数：60,555人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 実施率36.4%（実施見込者数：22,043人） ■ KPI：1）生活習慣病予防健診実施率を63.3%以上とする 2）事業者健診データ取得率を15.6%以上とする 3）被扶養者の特定健診実施率を36.4%以上とする <p>③ 特定保健指導実施率及び質の向上</p> <p>(被保険者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診・保健指導カルテを活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を実施する。 ・ 令和4年度に策定された標準モデルに沿い利用案内を行う。特に積極的支援対象者全員への案内を徹底する。 ・ 特定保健指導専門業者への委託者数及び特定保健指導委託健診機関数を拡大する。

(2-7) 令和6年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導委託健診機関の実施率向上と第4期特定保健指導のスムーズな実施に向け、年度内に2回を目途に委託先の保健指導者間の情報交換会（研修会含む）を行う。 ・ 実施率の低い特定保健指導委託健診機関へ、初回面談件数拡大のための訪問を行う。 ・ 産業保健師設置企業の情報を収集し特定保健指導委託先を拡大する。 ・ 1人当たり医療費が比較的高い業態を中心に事業所規模が大きく、特定保健指導実施率の低い事業所に対して実施率向上を促すための幹部訪問を行う。 ・ 健康づくりチャレンジ宣言事業所に対し、宣言内容を基に特定保健指導実施率向上と健康づくりの支援を行う。 ・ 対象者のニーズに合わせ、オンライン面談など訪問以外の手段による特定保健指導の機会を積極的に提供する。 ・ 講習会メニューにて集団学習の依頼があった事業所へ特定保健指導の実施を働きかける。 ・ 特定保健指導時の禁煙指導を強化し、特定保健指導対象者の減少に結びつける。 <p>(被扶養者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会単独の集団健診当日に特定保健指導の初回面談を分割実施する。 ・ 集団健診実施機関および市町村と連携して、特定保健指導初回面談分割実施が可能な健診の機会を拡大する。 ・ 県、市町村等と連携し、市町村への特定保健指導の委託拡大を図る。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4期特定保健指導の要点を押さえ、実績評価につながる行動目標の設定ができるよう研修会等を通じて保健指導者のスキルアップを図る。 <p>【重要度：高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者（特定保健指導対象者数：41,859人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率32.6%（実施見込者数：13,647人） ■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,896人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率28.1%（実施見込者数：533人） ■ KPI：1）被保険者の特定保健指導実施率を32.6%以上とする 2）被扶養者の特定保健指導実施率を28.1%以上とする

(2-8) 令和6年度長野支部事業計画

分野

具体的施策等

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

④ 重症化予防対策の推進

- ・生活習慣病予防健診により要治療と判定されながら3か月以内に医療機関を受診していない方へ本部から受診勧奨文書を送付後、その翌月に支部から文書による二次勧奨を行う。二次勧奨域者に加えて、一次勧奨域者も対象として行う（勧奨予定者数全15,000名）。
- ・二次勧奨域者に対しては、文書発送の1週間後に保健師による電話勧奨を実施。電話で接触できなかった対象者に対しては、事業所宛てに訪問案内を送付する。案内には、個人宛封筒にて受診状況の確認書を同封し、訪問による面談ができない場合には、返送いただいた確認書に基づき文書サポートを実施する。
- ・令和6年10月から、事業者健診データ取得者に対しても、上記と同様の受診勧奨を実施する。
- ・令和6年10月から、特定健診を受診した被扶養者に、文書による勧奨を実施する。
- ・事業主に対し、訪問時や勧奨文書送付時等に要治療者の治療促進に向けた事業所としての対応（受診勧奨、受診環境整備等）を働きかける。
- ・（生活習慣病予防健診契約機関でかつ、）保健師が在職している特定保健指導委託健診機関と、経年的に二次勧奨対象者としてリストアップされる加入者の情報を共有し、受診への行動を促してもらう。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

- KPI：健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする

⑤ コラボヘルスの推進

- ・一定規模以上の事業所に対して面談や文書により健康宣言を勧奨する。
- ・県内の経済団体と連携し、事業主等へのセミナー等の啓発事業を行うことにより健康経営の地域的な広がりを推進する。
- ・経年変化を含めて事業所の健康度を「見える化」した事業所健康度診断カルテの提供により、これまでの取り組みの振り返りを行い、健康度向上の実効が期待できる取り組み内容（宣言内容）をアドバイスする。
- ・「食事・生活習慣」、「運動」、「メンタルヘルス」及び「歯科口腔」に関する講習会を関係機関と協力し合計100社を目標に実施する。
- ・運動習慣の定着とコミュニケーションの醸成を目的とした3名1組のチーム単位でのウォーキングラリーを、協会や県・経営者団体などで構成する「事業所の健康づくりプロジェクト委員会」を通じて実施する。
- ・長野県歯科医師会と連携し、歯科口腔が全身に与える影響や歯科検診の重要性について情報発信し加入者に啓発を行う。また、歯科検診の受診者を増やすきっかけとすべく歯科検診の受診費用補助事業を継続実施する。
- ・事業所内での取り組みの質が向上するよう定期的に健康づくりに関する情報を発信する。
- ・有志医師と連携して飲料に着目した肥満改善による健康づくりの取り組みを事業所において継続実施する。
- ・長野産業保健総合支援センターと連携しメンタルヘルス予防対策を実施するほか、県や保険者協議会等との連携も検討する。

(2-9) 令和6年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	<p>【重要度：高】 超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を50万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を1,410事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</p> <p>○ 医療費適正化</p> <p>① 医療資源の適正使用</p> <p>i) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none">・ 医療機関、調剤薬局ごとに使用状況を可視化した「お知らせ」を送付することによりジェネリック医薬品使用促進を働きかける。・ ジェネリック医薬品使用促進などによる医療費適正化と合わせ子育て世代の健康リテラシーを向上させるため、新生児の親を対象に広報誌を送付する。・ ジェネリック医薬品使用促進などの医療費適正化と健康リテラシー向上のため、学生向けセミナーを県内の大学に提案し、実施する。・ お薬手帳ホルダーと支部独自のジェネリック医薬品希望シール、Q&Aを調剤薬局を通じて患者に配布する事業を継続実施する。・ 保険者協議会、ジェネリック医薬品使用促進連絡会など他の保険者等が参画する団体を活用すべく情報を収集する。 <p>ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none">・ 国の方針（※1）を踏まえ、今後の事業検討のため情報を収集する。 （※1）「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にするを旨とする」 <p>iii) ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）等対策</p> <ul style="list-style-type: none">・ ポリファーマシー、急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方等の有害事象や効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療、及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者等への情報提供を行う。 <p>iv) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none">・ 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて情報発信し、加入者への周知・啓発を図る。 <p>i) ~ iv) の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。</p>

(2-10) 令和6年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	<p>【重要度：高】 医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針2021」で定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上」に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に80%以上に到達することを目標とすることが望ましい」とされている。これを受けて、協会としても80%を達成していない支部について早期に80%を達成する必要がある、重要度が高い。 また、第46回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（令和5年4月28日開催）において定められた国の目標である、「2029年度末までに、バイオシミュラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上」の達成にも寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none">■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度末以上とする （※） 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする <p>② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none">・ 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 <p>ii) 医療提供体制等に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none">・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する県の会議、国民健康保険運営協議会、保険者協議会等の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。・ 協会が保有する医療費データ等を分析し、医療費適正化に向けた情報を評議会、関係機関、ホームページ等で定期的に発信する。 <p>【重要度：高】 効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③ インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none">・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、引き続き周知広報を行う。・ 健康づくりチャレンジ宣言事業所向け事業所健康度診断カルテの別冊として事業所別のインセンティブ指標の実績値を提供し、協力を呼びかける。

(2-11) 令和6年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	<ul style="list-style-type: none">○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進<ul style="list-style-type: none">・「健康保険委員のひろば」(季刊誌)、「協会けんぽNews」(毎月)などの広報誌やメールマガジン(毎月10日配信)による定期的な広報を行う。メールマガジンについては、現状に加えて効果的な登録勧奨方法を工夫し、配信件数拡大につなげる。・支部広報計画に基づき、広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。・無関心層を含めて広く協会けんぽの事業や健康保険制度を知っていただくため、SNSによる情報発信を開始する。また、引き続きメディアを活用した広報を行う(本部作成の動画等活用を含む)。・外部研修や協会内研修参加等により効果的な広報手法を研究し実践する。・広報物、健康経営セミナーや健康保険委員研修会を通じ、信州ACEプロジェクトの取り組み【Action(体を動かす)、Check(健診を受ける)、Eat(健康に食べる)】の紹介、普及に努める。・広報、文書、事業所訪問等の方法により健康保険委員の委嘱勧奨を行う。■ KPI: 1-1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を60.1%以上とする 1-2) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする
3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備	<p>I) 人事・組織</p> <p>① 人事制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none">・役職に応じた役割を理解し、能力を発揮して役割に合った実績を上げた職員を適正に評価するため、具体的な目標を設定する。・上司による部下の目標達成支援のため、月次の振り返りを行う。・目標管理を通じ、業務の進捗確認を行うことにより、事業計画を着実に実行する。・業務の「標準化」「効率化」「簡素化」を徹底し、複数業務遂行可能な職員を育成したうえで、戦略的保険者機能を発揮すべく柔軟に人員を配置する。 <p>② 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none">・保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促す。特に若年職員に対しては、計画的に異なる業務を経験させることにより育成を図る。また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を受講することで人材の育成を図る。・人材育成を通じ業務を再点検するとともに、先入観なく発信された問題意識を業務改善につなげ、組織を活性化させる。 <p>③ 働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・すべての職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、職員がモチベーションを維持しながら、効率的に業務に取り組めるように、仕事と生活の両立支援をはじめ働き方改革を推進する。・具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等に取り組む。・また、法律に基づき策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。

(2-11) 令和6年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備	<p>④風通しのよい組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none">・ 協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。 <p>Ⅱ) 内部統制等</p> <p>①内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none">・ 本部が実施する階層別研修やeラーニングの受講等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図るとともに職員が規程等の遵守を徹底することにより、加入者から信頼される組織運営を行う。・ 各種規程、業務マニュアル等に沿って業務を遂行するとともに、これまで発生した事務処理誤りの再発防止策の実行状況を逐次点検すること等により、確実に誤りのない事務処理を実践する。・ 事務処理誤りゼロ期間を定期的に設定し、常に正確な事務処理を行う職員意識の維持・向上を図る。 <p>②個人情報保護の徹底</p> <ul style="list-style-type: none">・ 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員が個人情報保護に関する研修を受講する。・ 支部個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報保護の徹底を図る。 <p>③法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none">・ 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員がコンプライアンスに関する研修を受講すること等により、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。・ 支部コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。・ 外部相談窓口（コンプラほっとライン）等に通報・相談のあった内容について、速やかに対応し必要な是正措置を講じる。また、職員に対する相談窓口の周知を引き続き行う。 <p>④災害等の対応</p> <ul style="list-style-type: none">・ 大規模自然災害等に備え、緊急時の連絡体制等やBCP（事業継続計画）対応のための訓練や研修を定期的に実施する。 <p>⑤費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none">・ コスト削減を意識して行動し、光熱費や消耗品費などの事務経費を過去3年度の平均値以下とする。・ 調達における競争性を高めるために公告内容を広く告知するように努める。・ 公告期間や納期までの期間の十分な確保や仕様書の見直し等の取組を行うことにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。・ 調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p>

(3-1) 事業計画 [KPI] 重点業績評価指標※Key Performance Indicator

令和6年度 協会事業計画	令和6年度 支部事業計画	令和5年度 支部事業計画
1. 基盤的保険者機能関係		
サービス水準の向上 【KPI】 サービススタンダードの達成状況を100%とする	【KPI】100%	【KPI】100%
【KPI】 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする	【KPI】対前年度以上	【KPI】96.6%以上
現金給付の適正化の推進 (KPI設定なし)		柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上以上の施術の申請の割合 【KPI】前年度以下 (0.72%以下)
レセプト点検の精度向上 【KPI】 協会のレセプト点検の査定率(※)について対前年度以上とする (※) 査定率 = 協会のレセプト点検により査定(減額)した額 ÷ 協会の医療費総額	変更あり 【KPI】前年度以上	社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率(※)について対前年度以上とする (※) 査定率 = レセプト点検により査定(減額)した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額 【KPI】前年度以上 (0.326%以上)
【KPI】 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	【KPI】前年度以上	【KPI】前年度以上 (4,004円以上)
債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 【KPI】 返納金債権(診療報酬返還金(不当請求)を除く。)の回収率を対前年度以上とする	変更あり 【KPI】前年度以上	返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする 【KPI】前年度以上 (62.75%以上)
【KPI】 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を対前年度以上とする。※マイナンバーカードと健康保険証の一体化(健康保険証の廃止)が行われるまでの取組とする	【KPI】前年度以上	【KPI】前年度以上 (89.70%以上)
		被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率 【KPI】94.0%以上

(3-2) 事業計画 [KPI] 重点業績評価指標※Key Performance Indicator

令和6年度 協会事業計画	令和6年度 支部事業計画	令和5年度 支部事業計画
2. 戦略的保険者機能関係		
特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 【KPI】 ① 生活習慣病予防健診受診率を <u>61.7%以上</u> とする ② 事業者健診データ取得率を <u>8.8%以上</u> とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を <u>30.3%以上</u> とする	【KPI】 ①生活習慣病予防健診受診率 63.3%以上 ②事業者健診データ取得率 15.6%以上 ③被扶養者の特定健診受診率 36.4%以上	【KPI】 ①生活習慣病予防健診受診率 61.3%以上 ②事業者健診データ取得率 16.2%以上 ③被扶養者の特定健診受診率 33.2%以上
特定保健指導の実施率の向上 【KPI】 ①被保険者の特定保健指導の実施率を <u>21.5%以上</u> とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を <u>18.1%以上</u> とする	【KPI】 ①被保険者 32.6%以上 ②被扶養者 28.1%以上	【KPI】 ①被保険者 38.0%以上 ②被扶養者 27.2%以上
重症化予防対策の推進 【KPI】 健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を <u>対前年度以上</u> とする	変更あり	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする 【KPI】13.1%以上
コラボヘルスの推進 【KPI】 健康宣言事業所数を <u>100,000事業所以上</u> とする	【KPI】1,410事業所以上	【KPI】1,240事業所以上
ジェネリック医薬品の使用促進 【KPI】 全支部においてジェネリック医薬品使用割合(※)を <u>80%以上</u> とする。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で <u>対前年度以上</u> とする（医科・DPC・調剤・歯科）	【KPI】対前年度末以上 （医科・DPC・調剤・歯科）	【KPI】対前年度以上 （83.4%以上） （医科・DPC・調剤・歯科）
バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進 【KPI】 バイオシミラーに80%（※3）以上置き換わった成分数が全体の成分数の <u>18%（※4）以上</u> とする（※3）数量ベース（※4）成分数ベース	新規	（支部でのKPI設定なし）
地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 （KPI設定なし）		効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する 【KPI】意見発信する

(3-3) 事業計画 [K P I] 重点業績評価指標※Key Performance Indicator

令和6年度 協会事業計画	令和6年度 支部事業計画	令和5年度 支部事業計画
<p>広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <p>【KPI】</p> <p>①ホームページアクセス数を1億3,500万以上とする</p> <p>②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を50%以上とするとともに、委嘱事業所数の拡大にも取り組み、委嘱事業所数を前年度以上とする</p>	<p>新規</p> <p>【KPI】</p> <p>①（支部でのKPI設定なし）</p> <p>②被保険者数の割合 60.1% 委嘱事業所数 前年度以上</p>	<p>【KPI】</p> <p>①（KPI設定なし）</p> <p>②被保険者数の割合 58.2% 委嘱事業所数 （KPI設定なし）</p>
<p>3. 組織・運営体制関係</p>		
<p>費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <p>【KPI】</p> <p>一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p>	<p>【KPI】15%以下</p>	<p>【KPI】20%以下</p>

(4-1) 協会全体健康保険勘定予算 (業務経費及び一般管理費内訳)

令和5年12月20日現在

(単位:百万円 小数点第1位を四捨五入)

【業務経費】

区分	R6年度予算(案)	R5年度予算	予算増減	主な増減要因等
企画・サービス向上関係経費	5,725	5,991	▲ 266	
広報経費 (・ホームページ、広告宣伝費(保険料率改定広報 等) 等)	563	252	311	・統一的な健康づくりの重要性の広報の新規実施、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する広報の強化 ・ホームページのリニューアルに向けた準備
調査研究経費 (・外部有識者を活用した調査研究経費 ・都道府県、市町村等と連携した分析や共同事業にかかる経費 等)	140	138	2	
保険者機能の総合的な推進経費 (・ジェネリック医薬品の使用促進にかかる経費 ・統計・分析研修経費、パイロット事業経費 等)	837	1,808	▲ 971	・ジェネリック軽減額通知対象者の重点化
業務改革・サービス向上経費 (・コールセンター経費 等)	2,086	1,869	217	・加入者からの問合せ件数の増加に伴うコールセンターの体制強化
支部医療費適正化等予算 (・支部広報経費、支部における医療費適正化対策(多剤・重複服薬に 関する通知、紹介状なし大病院受診時定額負担の周知 等) 等)	1,000	1,000	0	
保険者努力重点支援プロジェクト関係経費	47	4	43	・分析により洗い出した対象3支部の健康課題等の解決に向けた事業の実施
その他経費	1,052	920	132	・事業所における健康保険委員の配置数の増加及び活動の活性化
保健事業経費	191,426	197,063	▲ 5,637	
健診経費 (・生活習慣病予防健診、特定健診に係る補助費用 等)	166,442	169,578	▲ 3,136	・今期(第3期)特定健康診査等実施計画の到達状況を踏まえた次期(第4期)実施計画における目標値の見直し
保健指導経費 (・特定保健指導に係る補助費用 等)	15,010	18,961	▲ 3,951	・今期(第3期)特定健康診査等実施計画の到達状況を踏まえた次期(第4期)実施計画における目標値の見直し
健診及び保健指導に係る事務経費 (・健診・特定保健指導の受診案内 ・保健指導用パンフレット作成 等)	3,663	3,231	433	・事業者健診データ取得対象者の拡大(従来の40歳以上だけでなく40歳未満も含む)に伴うデータ取得見込数の増
その他保健事業経費 (・未治療者受診勧奨(一次勧奨) 等)	336	367	▲ 32	・保健師採用の進展による新規採用見込件数の見直し
支部保健事業予算 (・集団健診・事業者健診結果データの取得(外部委託) ・健診・特定保健指導受診勧奨 ・コフボヘルス事業・未治療者受診勧奨(二次勧奨) ・重症化予防に係る費用 等)	5,000	4,000	1,000	・被扶養者の集団健診時におけるオプション健診の拡充
その他経費	975	926	49	・最低賃金の引き上げに伴う契約職員の時給単価の見直し

(4-2) 協会全体健康保険勘定予算（業務経費及び一般管理費内訳）

区分	R6年度予算(案)	R5年度予算	予算増減	主な増減要因等
保険給付等業務経費	33,594	14,965	18,629	
健康保険給付関係届等の入力・送付等経費	6,129	7,071	▲ 942	・健康保険給付関係届入力件数や支給決定通知書等の送付件数の実績を踏まえた見直し
マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応等に係る経費 (・マイナンバー収集及び確認業務、資格確認書、資格情報のお知らせ発行に関する経費 等)	22,916	3,410	19,507	・マイナンバーカードを保有していない加入者及び新規加入者等に対する資格確認書等の新規発行 ・令和6年秋のマイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたマイナンバー収集及び確認業務の実施
返納金等債権管理回収経費 (・納付書発行・文書催告にかかる経費、法的手続に関する経費 等)	108	119	▲ 12	・返納金債権等の回収に係る法的手続き件数の実績を踏まえた見直し
不正請求等対策経費 (・海外療養費に関する翻訳等業務委託にかかる経費 等)	103	102	0	
その他経費	4,339	4,263	76	・柔道整復療養費申請書のデータ化委託業務の単価見直し 等
レセプト業務経費	5,615	5,413	202	
医療費通知経費	1,757	1,695	62	・被保険者の増に伴う医療費通知作成件数の増
レセプト点検経費	221	224	▲ 3	
その他経費	3,637	3,494	143	・最低賃金の引き上げに伴う契約職員の時給単価の見直し
福祉事業経費	0	0	0	
高額医療費等の貸付事業	0	0	0	
業務経費合計	236,361	223,433	12,928	

(4-3) 協会全体健康保険勘定予算 (業務経費及び一般管理費内訳)

【一般管理費】

区分	R6年度予算(案)	R5年度予算	予算増減	主な増減要因等
人件費	18,447	18,891	▲ 444	
職員給与	15,016	14,951	65	・人事院勧告による公務員の給与改定を踏まえた給与水準の見直しや昇給昇格に伴う職員給与の増
役員報酬	108	108	0	
退職手当	888	1,435	▲ 547	・退職予定者の減
法定福利費	2,434	2,396	38	・給与の増に伴う社会保険料の増
福利厚生費	64	63	0	
職員健診等	64	63	0	
一般事務経費	70,103	39,661	30,442	
システム経費	61,783	33,346	28,436	・システム基盤のリース満了への対応 ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化・電子申請対応
賃借料	4,184	3,859	324	・契約更新、支部事務室の移転に伴う賃料の増
その他経費	4,136	2,455	1,682	・支部等の事務室の移転及び整備等に伴う工事費用の増 等
一般管理費合計	88,613	58,614	29,999	
業務経費と一般管理費の合計	324,974	282,047	42,927	

(5) 長野支部保険者機能強化予算枠と主要事業

区分		新規	事業名称	概要	要求額 (千円)	予算上限額 (千円)
医療費適正化等	医療費適正化対策	新規	支部独自のジェネリック医薬品Q&A冊子の作成	過去に作成した支部独自のジェネリック医薬品Q&A冊子を増刷し配布	350	
			新生児の親への広報	医療費適正化、健康リテラシー向上を目的に新生児の親に育児情報誌を送付	3,597	
	広報・意見発信		紙媒体による広報	定期的に発行する広報紙の作成、協会けんぽGUIDEBOOKの印刷	4,234	
			メディアを活用した広報	メディアを活用した幅広い層への広報	2,776	
保健事業	健診・保健指導		集団健診	協会けんぽ単独で設営する集団健診の実施、市町村での集団健診の案内	8,383	
			事業者健診データ取得対策	健診機関でのデータ作成料 データ取得件数増強のための外部委託	5,503	
			健診推進	健診機関等への実施促進	11,089	
			広報、その他	健診受診率、特定保健指導実施率向上のための広報活動	3,586	
	保健指導		保健指導実施	指導スキル向上、測定用機器類	1,136	
			実施率向上対策	実施実績に応じた報奨金の支払い	627	
			中間評価時の血液検査	特保中間評価時点での改善効果検証	2,475	
	重症化予防		未治療者受診勧奨	健診結果で要治療者への受診勧奨	8,250	
			糖尿病性腎症予防	糖尿病疾患患者への保健指導委託	1,905	
	コラボヘルス		健康経営拡大	実施勧奨、事業所事業主・健康管理担当者向けセミナー開催	6,945	
			事業所単位の講習会開催	運動、メンタルヘルスなど4つのメニューの講習会を提供	3,729	
			ウォーキングラリー参加	県、経済団体、県内保険者共催により、支部で開発したスマホアプリを全参加者に提供（アプリ改修費用）	1,922	
			健康宣言事業所へのサポート	健康宣言事業所への情報誌の送付	2,409	
		健康宣言事業所における歯科検診		5,148		
	その他		喫煙対策、その他	喫煙率低下に向けての啓発、保健事業のアドバイザー	710	
					63,817	66,345
特別枠	新規	支部健康課題への対策	高血圧予備群及びリスク保有者への啓発・行動変容通知事業	7,736		